

関西広域連合広域連合長を代理する副広域連合長の順序に関する規則

令和7年7月5日
関西広域連合規則第5号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第152条第1項及び関西広域連合規約(平成22年総行市第250号)第12条第2項の規定により広域連合長の職務を代理する副広域連合長の順序は、次のとおりとする。

第1順位 副広域連合長 西脇隆俊

第2順位 副広域連合長 吉村洋文

第3順位 副広域連合長 久元喜造

附 則

この規則は、公布の日から施行する。